

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6 月20日
【会社名】	参天製薬株式会社
【英訳名】	SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 黒川 明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号
【電話番号】	06 (6321) 7332
【事務連絡者氏名】	財務・管理本部長 越路 和朗
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号
【電話番号】	06 (6321) 7332
【事務連絡者氏名】	財務・経理グループマネージャー 畑上 史朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、平成24年6月20日開催の第100期定時株主総会の決議に基づき、同日開催の当社取締役会において平成24年7月4日付で新株予約権を発行することと決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

参天製薬株式会社第11回新株予約権

(2) 発行数

1,243個

ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、当社は必要と認める同様の調整を行う。

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 124,300株

(新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株)

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」という。)に(5)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成26年6月23日から平成34年6月20日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員の地位を有していることを要する。

ただし、任期満了等の正当な理由により退任または退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本金組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 3名 670個(67,000株)

当社執行役員 7名 573個(57,300株)

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」において定めるものとする。

以 上